

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和6年6月28日	
愛知県知事 殿	
提出者	
住所 名古屋市瑞穂区須田町2番56号	
氏名 日本碍子株式会社	
代表取締役 小林 茂	
代理人	
住所 小牧市大字二重堀字田神1155	
氏名 日本碍子株式会社小牧事業所	
小牧事業所長 多田 和史	
電話番号 0568 - 72 - 3576	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	日本碍子株式会社 小牧事業所
事業場の所在地	愛知県小牧市大字二重堀字田神1155
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	21. 窯業・土石製品製造業
②事業の規模	令和5年度 製造品出荷額 5,238百万円
③従業員数	993人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>(1) 汚泥—再生処理業者に委託して、路盤材原料として再資源化。</p> <p>(2) ガラス陶磁器くず—再生処理業者に委託して、路盤材原料として再資源化。</p> <p>(3) 廃プラスチック—再生処理業者に委託して、熱回収とRPF燃料として再資源化。</p> <p>(4) 廃アルカリ/廃酸—再生処理業者に委託して、中和処理。</p> <p>(5) 廃油—再生処理業者に委託して、燃料として、再資源化。</p> <p>(6) 金属くず—再生処理業者に委託して、金属として、再資源化。</p> <p>(7) 木くず—再生処理業者に委託して、チップとして再資源化。</p>

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項										
(管理体制図) 産業廃棄物統括者 (環境管理責任者兼務) ↓ 産業廃棄物及び特別産業廃棄物処理管理責任者 ↓ ・産業廃棄物保管管理者 ・産業廃棄物排出責任者										
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項										
① 現状	【前年度 (令和5年度) 実績】									
	産業廃棄物の種類	汚泥	ガラス陶磁器屑	廃プラスチック	廃アルカリ	廃酸	廃油	金属屑	木屑	水銀使用製品
	排出量	1256t	183t	129 t	125t	131t	136t	163t	59 t	0.2 t
	(これまでに実施した取組) (1)汚泥:脱水機の更新により、含水率を下げた。 (2)廃プラスチック:原料のフレコンを再使用により、発生量削減。 (3)廃砂の再利用による、発生量削減。									
②計画	【目標】									
	産業廃棄物の種類	汚泥	ガラス陶磁器屑	廃プラスチック	廃アルカリ	廃酸	廃油	金属屑	木屑	水銀使用製品
	排出量	1130 t	165t	116t	120t	130 t	130 t	147t	55t	1 t
	(今後実施する予定の取組) (1)製品歩留アップによる汚泥・ガラ陶の削減。 (2)廃プラスチックと金属の複合品分別の強化により、金属部分の有価物化									
産業廃棄物の分別に関する事項										
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・汚泥、ガラス陶磁器屑、資源化廃プラスチック、熱回収廃プラスチック、廃油、金属屑、木屑はそれぞれ分別し、保管している。 ・各部門の廃棄物の責任者に対して、分別教育を実施。 ・廃プラスチックと金属の複合材を専用に分別を実施。 ・分別に取り組み、再資源化100%を実施。									
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・継続して汚泥の分別に取り組み、再資源化100%を図る。									

## (第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項											
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】										
	産業廃棄物の種類	汚泥	ガラス陶磁器屑	廃プラスチック	廃アルカリ	廃酸	廃油	金属屑	木屑	水銀使用製品	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。										
②計画	【目標】										
	産業廃棄物の種類	汚泥	ガラス陶磁器屑	廃プラスチック	廃アルカリ	廃酸	廃油	金属屑	木屑	水銀使用製品	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	
	(今後実施する予定の取組) ・特になし。										
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項											
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】										
	産業廃棄物の種類	汚泥	ガラス陶磁器屑	廃プラスチック	廃アルカリ	廃酸	廃油	金属屑	木屑	水銀使用製品	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	
(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。											
②計画	【目標】										
	産業廃棄物の種類	汚泥	ガラス陶磁器屑	廃プラスチック	廃アルカリ	廃酸	廃油	金属屑	木屑	水銀使用製品	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	
(今後実施する予定の取組) ・特になし。											

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】										
	産業廃棄物の種類	汚泥	ガラス 陶磁 器屑	廃 プ ラ ス チ ッ ク	廃 ア ル カ リ	廃 酸	廃 油	金 属 屑	木 屑	水 銀 使 用 製 品	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。											
②計画	【目標】										
	産業廃棄物の種類	汚泥	ガラス 陶磁 器屑	廃 プ ラ ス チ ッ ク	廃 ア ル カ リ	廃 酸	廃 油	金 属 屑	木 屑	水 銀 使 用 製 品	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	
(今後実施する予定の取組) ・特になし。											

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】										
	産業廃棄物の種類	汚泥	ガラス 陶磁 器屑	廃 プ ラ ス チ ッ ク	廃 ア ル カ リ	廃 酸	廃 油	金 属 屑	木 屑	水 銀 使 用 製 品	
	全処理委託量	1256t	183t	129t	125t	131t	136t	163t	59t	0.2t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	531t	12t	129t	125t	131t	136t	163t	59t	0.2t	
	再生利用業者への 処理委託量	1256t	183t	85t	125t	131t	136t	163t	59t	0.2t	
	認定熱回収業者への 処理委託量	86t	0t	44t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t		
(これまでに実施した取組) ・再生利用業者へ処理を委託し再資源化率100%を達成。											

		【目標】									
産業廃棄物の種類		汚泥	ガラス 陶磁器 屑	廃 プ <sup>ラ</sup> ス チ <sup>ク</sup>	廃 アル <sup>カ</sup> リ	廃酸	廃油	金属 屑	木屑	水銀 使用 製品	
②計画	全処理委託量	1130t	165t	116t	120t	130t	130t	147t	55t	1t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	478t	11t	116t	120t	130t	130t	147t	55t	1t	
	再生利用業者への 処理委託量	1130t	165t	77t	120t	130t	130t	147t	55t	1t	
	認定熱回収業者への 処理委託量	77t	0t	40t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	
	(今後実施する予定の取組) ・再資源化率100%を継続する。										
※事務 処理欄											

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。